

実施要領 「Ⅲ 実施事項等」の「7 実施者実施事項（事業場）」

(1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

「労働災害の防止」は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

安全衛生管理は、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となり計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

経営トップは、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動できるよう、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明していただきますようお願いいたします。

経営トップによる「安全衛生に関する宣言」(例文)

◎当社は、従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に向け、
不断の努力を重ねます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守します
- 2 安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため
必要な資源を投資します
- 3 安全衛生に関する教育・訓練体制を確立し、全従業員の資質の向上を図ります
- 4 安全衛生リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を排除・低減します

令和4年〇〇月〇〇日

△△〇〇株式会社

代表取締役 △△ □□

※宣言文の他に「スローガン」を掲載する等、工夫してください。

(2) 「無災害運動」(災害防止活動)の実施

山形ゼロ災3か月運動の期間中に

- ・経営トップ等による職場巡視
- ・「転倒災害防止」を重点とした対策の実施

【対策実施例】○転倒危険箇所の見える化(転倒危険箇所のマップ作成、ステッカー等での注意喚起等)

○通路等の整理整頓、作業面の段差や凹凸の解消

○作業に適した履物の使用徹底、靴底のチェック等

○定期的な床面の汚れ清掃、通路等における段差の解消・明るさの確認

○ポケットに手を入れて歩かない、焦らず走らない等の行動ルールの指導

○ストレッチ体操や転倒予防のための運動実施、等

- ・関係労働者に対する労働災害防止活動に関する安全教育の実施
- ・安全衛生担当の各級管理者における労働災害防止のための職務確認

- ・ 日常の安全衛生管理活動の実施状況に関する点検（安全衛生点検）の実施
（「日常の安全衛生管理活動」とは、各級管理者の安全パトロール・4S（5S）（整理、整頓、清掃、清潔）（しつけ）活動・KY（危険予知訓練）活動・ヒヤリハット報告活動・安全衛生改善提案活動・ツールボックスミーティング等です。）
※なお「点検表」は、業種別に「山形労働局ホームページ」に掲載いたします。

以上の災害防止活動について「一つ以上」取り組むこととしてください。